

「中央区個別避難計画」作成のご案内

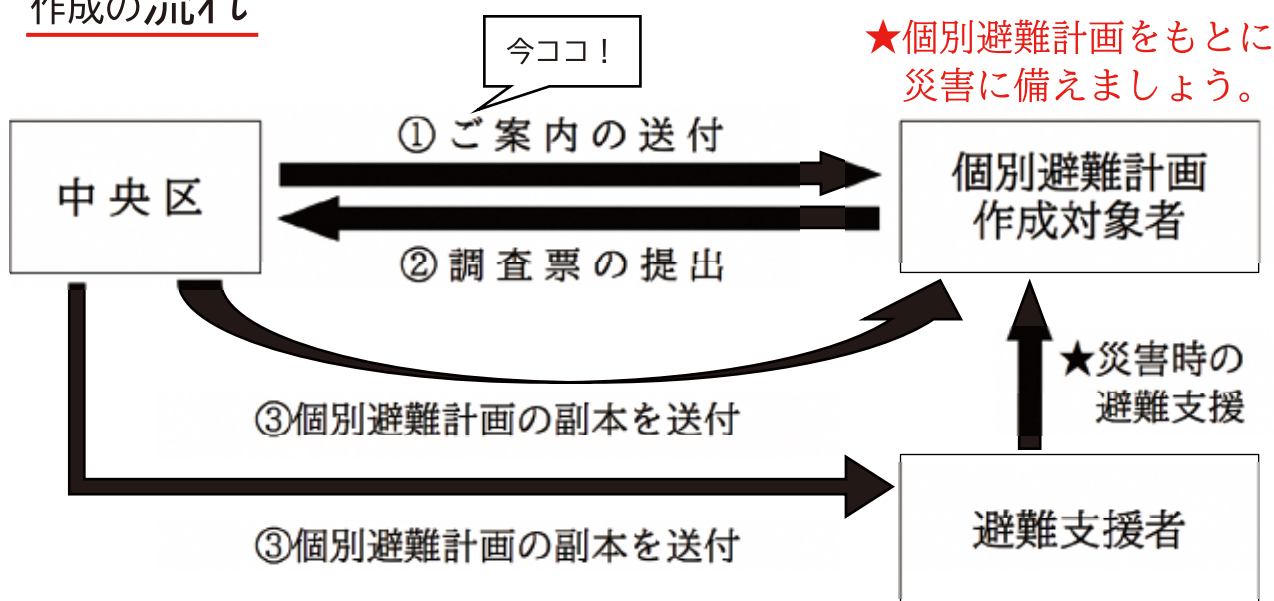
～もしもの災害に備えて～

こちらの案内は「中央区災害時地域たすけあい名簿外部提供同意書」をご提出いただいた方に送付しています。こちらの案内をご覧ください、本取組に同意する場合は、別紙「中央区個別避難計画 調査票」に必要事項を記入し、ご署名の上、7月31日までに提出してください。

個別避難計画とは

個別避難計画とは、災害時における避難行動などを一人一人の事情に合わせて作成する計画です。災害が起きたときに、どのようなことに注意すれば良いのか、災害への備えはどの程度できているのかなど、ご家族や地域の支援者と共有することで災害時の避難行動に役立てることができます。

作成の流れ



個人情報取扱いについて

個別避難計画の共有は区と避難支援者と作成対象者のみで行います。区は個別避難計画に記載された内容を災害時の避難支援や平常時の安全確保以外の用途で使用することはありません。

(問合せ・提出先)

中央区福祉保健部高齢者福祉課高齢者福祉係

電話番号：03-3546-5354



平常時から災害が発生した時のことをイメージし、あらかじめ災害に備えて準備しておくことが必要です。災害発生時に慌てず、避難行動をとれるよう、次のポイントを押さえてご作成ください。



～ 個別避難計画の作成にあたって ～

1. 在宅避難の備えをしましょう！

中央区では、災害が起きた場合でも自宅に留まることができる場合は在宅避難を推奨しています。在宅避難をするために、食料や水、簡易トイレなど3日以上揃えておきましょう。

2. 避難先を確認しましょう！

在宅避難が困難である場合の避難先として、区では防災拠点（一次避難所）を各地域に設置しております。ご自身の地域の防災拠点をあらかじめ確認しておくとともに、ご親族やご友人の居所など、いざというときにどこに行くべきか検討しておきましょう。

3. 緊急時の連絡先や避難の支援をしてくれる方を決めましょう！

ご自身の連絡先やご親族の連絡先など、緊急の際に連絡する相手を決めましょう。また、避難の支援をしてくれる方を探して、災害時の支援をお願いしましょう。

4. 避難する際に必要なものを準備しておきましょう！

在宅避難の備えだけでなく、常備薬など避難先での生活に必要なものをあらかじめ確認して、平常時から準備しておきましょう。

（留意点）

- ・ 個別避難計画は、発災時に避難支援等が必ず実施されることを保証するものではありません。
- ・ 避難の支援をしてくれる方に対し、法的な責任や義務を負わせるものではありません。
- ・ 発災時には、災害対策基本法に基づき、公的機関（警察・消防）や防災区民組織などに個別避難計画の記載内容の一部又は全部を公開する可能性があります。